

第 1 2 回 西宮市特別支援教育審議会 会議録	
日 時	令和 6 年 1 0 月 8 日 (火) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 5 4
場 所	市役所東館 7 階研修室 1
出席者	<p>○審議会委員 (◎は会長、○は副会長)</p> <p>◎竹田 契一 (学識経験者)</p> <p>○栗屋 邦子 (教育関係者)</p> <p>井出 浩 (医療関係者)</p> <p>大上 浩子 (保護者代表)</p> <p>田中智恵子 (保護者代表)</p> <p>花熊 暁 (学識経験者)</p> <p>金高 玲子 (教育関係者)</p> <p>原田 綾女 (教育関係者)</p> <p>○事務局</p> <p>学校教育部 漁教育次長 秦部長</p> <p>特別支援教育課 渡邊課長 武田係長 惠後原指導主事</p> <p>船越指導主事 角崎指導主事</p> <p>野澤就学相談員 西垣就学相談員 柳井就学相談員</p> <p>教育研修課 山田課長</p> <p>地域・学校支援課 木村課長 村田係長</p> <p>生活支援課 島村課長</p> <p>障害福祉課 松本課長</p>
欠席委員	なし
開催形態	公開 (傍聴者 1 名)
議 題	<p>1 開会挨拶</p> <p>2 協議</p> <p style="padding-left: 40px;">審議事項の現状および進捗状況と今後の課題について (報告)</p> <p style="padding-left: 80px;">① 小中学校における基礎的環境整備</p> <p style="padding-left: 80px;">② 西宮支援学校の通学及び校内支援体制</p> <p style="padding-left: 80px;">③ I C T を適正に活用した学習活動等の充実</p> <p style="padding-left: 80px;">④ 医療・福祉との連携</p> <p>3 その他 今後の予定</p> <p>4 閉会</p>

会長	審議に入りますが、本日の傍聴1名ということで、傍聴希望者の方は録音の希望はないですか。
事務局	ないです。
会長	実際、会議の内容はホームページ上に出ておりますので、それをまた見ていただければと思います。 それでは、協議に移ります前に、ロードマップと今日の協議の進め方につきまして、事務局より説明お願いいたします。
事務局	失礼いたします。 昨年度、この本審議の中で提言を整理させていただきました。その提言整理の中で、委員の先生方から多くの意見をいただきましたので、この審議の中で以下のように進めさせていただきたいと思っております。 まず、提言整理の中で未着手の項目や、御意見いただいた項目について、その進捗状況、それから方向性について今後、審議をして頂き、また新たに追加したICT機器、それから医療的ケアについて審議が十分できておりませんので、そこを審議して頂きたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
会長	何か質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、協議に移ります。 協議内容は、今回お手元の次第のとおり4つございます。 まず、現状及び進捗状況、今後の課題や方向性につきまして、事務局から報告となりますが、5分から10分程度でこれから進めていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。 1番、小中学校における基礎的環境整備について、事務局から報告をお願いします。
事務局	小中学校における基礎的環境整備について御説明いたします。 本市の特別支援学級に在籍する児童生徒の人数についてです。令和4年度から急速に増え、令和4年度、令和5年度はそれぞれ100人ずつ増えております。平成26年度から令和1年度の5年間で200人程度しか増えておりませんでした。この2年間で300人を越える児童生徒が増加しております。全体で令和1年度の約2倍の人数が、令和6年度には在籍しております。 また種別については、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒が増えております。その他の種別の学級の児童生徒数は、平成26年度と比較してもそれほど増えておりません。 次のグラフの水色の折れ線グラフを見ていただくと、小学校でも自閉症・情緒障害学級が急な角度で増えており、中学校も同じく自閉症・情緒学級が急速に増えております。 また、同種別が2学級以上設置されている学校、つまり1つの学校に自閉症・情緒障害学級が

2クラス、もしくは知的障害学級が2クラスあるようなケース、これについても令和4年度より急激に増えております。中学校の場合、19校中10校で2クラス以上ありますので、小学校も中学校も同種別が2学級以上ある学校がほとんどということになります。

次のグラフは、小学校の通常の学級に在籍する発達障害等で支援が必要な児童数のグラフです。令和4年度の国の調査によると、知的発達の遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童は、小学校だけなら10.4%、小学校と中学校の場合8.8%在籍しているとされており、本市の小学校、中学校の状況も右肩上がりとなっております。

次に、通級による指導を受けている児童生徒数です。これにつきましても、令和4年度から小学校の児童数が一気に増えております。今後は、その波が中学校にも押し寄せる可能性が高いです。

次のスライドは、通級による指導を行う学校生活支援教員の配置の表です。本市では、学校生活支援教員を少しずつ増やし、令和4年度から全ての学校で通級による指導を実施できるようになりました。また通級による指導を必要とするニーズが高まっていることを踏まえ、令和5年度には学校生活支援教員の配置を12名から8名増やし、20名としました。令和5年度と令和6年度は中学校の配置を増やし、児童生徒のニーズに応えられる体制を整えております。

提言は、「特別支援学級在籍数の増加や障害の状態の多様化に対応する支援体制を検討する必要がある」です。

進捗状況を報告いたします。

本市では支援を要する児童生徒について特別支援教育支援員を各校に配置しております。令和1年度より、本市は介助支援員という障害等により生活介助及び活動支援が必要な児童生徒が複数在籍する学校に配置しました。令和1年度の任用は4名で4校に配置していましたが、少しずつ増員し、現在は44名任用し各校に配置しております。また、本市には医療的ケアが必要な幼児児童生徒が地域の学校園に17名在籍しているため、市教委に6名の看護師を配置しました。複数の学校を巡回し医療的ケアを行っております。詳細については、「医療と福祉の連携」の中で御説明いたします。また、有償のボランティアである学校協力員を必要に応じて各校に配置しております。

課題として2点あります。

1つめに特別支援学級や通常学級に支援が必要な児童生徒がここ数年で急激に増えていること。2点目にその児童生徒のニーズが複雑化していることです。例えば感覚過敏のため教室に入れない児童生徒や、知的障害と肢体不自由を重複している児童生徒、医療的ケアが必要な児童生徒等、教育的ニーズが多種多様となっております。

方向性についてです。

今後も引き続き児童生徒の教育的ニーズに対応できるような人的配置、施設改修等基礎的環境整備に努めてまいります。また非常に重要であると考えておりますのが、本課が掲げる「特別支援教育は全ての教職員で推進するものである」という考え方です。特別支援学級の担任はもちろんのこと、管理職、特別支援教育コーディネーター、各種支援員等、児童生徒に関わる全ての教職員の専門性の向上を図る必要があります。そのために、文科省が示しているキャリアステージに応じた研修を行っていくこと、またICT活用の研修、医療的ケアの研修など新

	<p>たな課題に応える充実した研修などを関係課と連携して実践していくとともに、学校園に足を運び指導助言を行う等、児童生徒の教育的ニーズに応えられるよう支援体制を整えてまいります。説明は以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今御説明がありましたように、非常に数が増えているのですが、これから委員の皆様方の御意見、御質問なのですが、私から委員の方にぜひ答えていただきたいと思えます。医学的な立場から知的な子供と自閉がものすごく増えている理由は何か、説明できるようなことございますか。</p>
委員	<p>医学的に、例えば世界的にそういう障害が増えているかどうかということは今、確認できてないので何とも言えないですが、医学的に明らかにどんどん障害のある人の割合が増えているとは聞いておりません。これは以前から言われているように、気づかれる割合が多くなったというのは確かだろうと思えます。医学的ではないのですが、増えていることに気づくときに、ひょっとして気づき過ぎている可能性があるかとらえています。だから、通常のやり方では指導しにくい子供に気づきやすいというのは、先生がよくなったとも言えるかもしれませんが、対応力が落ちているという可能性もあるのかもしれない。最後に、特別支援教育は全ての教員で取り組むものであるというのが西宮市の方針であるというふうにお聞きしたので、別の話を考えなきゃいけないです。表現がきついかもかもしれませんが、通常の学級でやりにくくなると、これはもう障害であろう。だから特別支援の対象であるというような形で、特別支援の対象が増えている可能性はないのかと気になりました。医学的なはっきりとした根拠は見せられませんでしたので申し訳ございません。</p>
委員	<p>会長からの御質問に委員がお答えくださったことが私もやっぱり一番大きな要因ではないかと思えます。だから、いわゆる医学的に見て急増しているということよりも、気づかれることが多くなった。困難を抱える子供が気づかれることが多くなったということが1つあります。それからもう一つ先ほど委員がおっしゃった、やっぱり対応力の低下という問題について、私は教育の立場からすると、ただ単に教員の力量が落ちたという意味での対応力の低下というよりも、むしろずっと明治期以来100年以上、続いてきたいわゆる一斉授業、それから1つのやり方でクラスの子供全員が全て学ぶというような、そういうやり方、これは時代によっては非常に教育効果を上げたやり方であったと思うのですが、これだけ社会全体、あるいは子供たちの様子、それから御家庭が今のように非常に多様化していると、特に通常の学級の授業の在り方とか、学習の仕方だけでは対応できなくなっている。そのために、そこに入りきれない子供たちがどんどん浮かび上がってきて、それが気づかれることはありがたいこと、望ましいことなのですが、学校の中心は伝統的な教育方法、学習方法というのがメインなので、そこでうまく子供たちのニーズの多様化と教育方法とがマッチしていない。そのずれがどんどんどんどん困難がある子供を生み出していると考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ほかの委員の先生方、御意見、御質問ございましたら、よろしく申し上げます。</p>

<p>委員</p>	<p>教育相談で各小中高を回っているのですが、その中から見えてくることは、今、委員がおっしゃったとおり。つまり、特別支援学級に来る子供たちの中には通常学級で十分いけるでしょという子供たちを見かけることです。あと一方では、通常の学級、集団の中で発達障害の子供たちの授業づくりをどうしたらいいとか、学級経営の中でその子供たちがどうしたら生活しやすいか、その子にとっての自立、自己実現になる学級であり学校にしていくにはどうしたらいいかというところに学年を挙げて、学校を挙げてやっていく。コーディネーターが非常に力量を発揮している学校も見えてきています。努力しているところがかなり見えてきている時期に入ってきたのではないかと感じます。特別支援学級の先生だけじゃなくて、通常の学級の担任、先生たちのアセスメントというか、見立てる力が少しずつつ力ついているという期待感をもって教育相談をしています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかの委員の方、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど進捗状況の中で支援員であるとか看護師であるとか、そういった人数が出ておりました。支援が必要な子供たちが急激に増えてきているのに対して、学校協力員の人数がほとんど令和2年度から令和5年度まで特に変わりが無い、変化がない状況で、今、小学校で支援を受けている子供たちが何年後かに中学校に進学していくわけです。今後、中学校でも今以上の人数のサポートが必要になってくると思います。その子供たちをサポートするためには、やはり学校協力員の人数がどうしてもマンパワーとして必要になってくると思います。特に中学1年生のタイミング、このタイミングで支援が必要な子供たちにとってはかなり急激な環境の変化があります。現状、小学校では学校協力員は学校に配置されるもので、個人には配置されないというふうに聞いています。今後、今、小学校にいる子供たちが地域の中学校に進学していくことを思えば、中学1年生というタイミングでしっかりとサポート、学校協力員をつけてあげて、中学校という環境にしっかりと慣れていくようにしてあげることで、地域の学校が保護者にとっても選択肢に入ってくると思います。今後、学校協力員を増員していく。特に中学1年生のタイミングでの配置を御検討いただくことは、いかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局のほうで何かお答えいただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>御意見いただきまして、ありがとうございます。 中学校については、御指摘の部分はあると思います。協力員については、この表の中で伸びが見られないというのは、その一方で介助支援員を増員しているということがリンクしております。介助支援員は、生活支援等も行うというところで任用しております。学校協力員については研修等もなく、特に専門性というところについては保証できておりません。介助支援員については研修をしっかり受けて専門性を高めていただく中で校内の支援体制を構築する。そのような意図で配置を増やしております。学校協力員について御意見いただいたところは、教育委員会で受け止めていきたいと思っております。以上です。</p>

委員	<p>先ほどお話に合った介助支援員というのは、基本的に肢体不自由児につけられる支援であると捉えております。今、伸びてきているのは先ほどからずっとお話にあったように知的であったり情緒であったり、劇的に増えてきているということですので、介助支援員ももちろん大事ですが、知的や情緒のお子さんたちのサポート、その部分はどういうふうにするおつもりなのでしょうか。付き添いの人が特別な知識のない方であったとしても、一緒にサポートがついているだけで、格段に学校生活が過ごしやすくなる子供たちというのは間違いなくいると思います。そのあたりのサポートというのは、今後どうなっていくのか教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>今、御質問いただいた件ですが、もちろん介助支援員は肢体不自由の児童生徒数に合わせて配置しております。学校協力員もそうですが、学校全体への支援ですので、介助が必要な児童生徒に限定しているというわけではございません。必要な場面で必要な支援を行えるよう、授業を行う中で教室までの移動の支援、それ以外で特に支援が必要なければ学校の中で他の児童生徒の支援に当たることは、現在も十分にさせていただいております。そのあたりについては特別支援教育のコーディネーターが、どの場面での児童生徒に対しての支援が必要であるのかをしっかりと学校で共有し、支援を受けられるように校内での体制を整えていっていただいているというのが現状です。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ほかに委員の方でございませんでしょうか。 今まで出ました意見を基にしまして、第1議題についての取組みを進めていただければと思っております。よろしく願いいたします。 それでは、次の協議に入ります。 西宮支援学校の通学及び校内支援体制について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>西宮支援学校の通学及び校内支援体制について説明いたします。 平成29年度、審議会が始まった頃の西宮養護学校の通学体制についてです。民間委託のマイクロバスは6台です。これまで1台、2台と順次増やし、6台とも民間委託はこの年から始まっております。福祉タクシーについては7台、普通タクシーが1台、その他、保護者による送迎等が行われており、その比率はグラフのとおりです。マイクロバスには、民間の介助員が1台につき2名、タクシー8台には市の介助員が1名添乗し、うち3台には市の看護師も添乗しております。医療的ケアの必要な児童生徒については、平成29年の全校生77名のうち37名でした。グラフを見ていただくと、全校生が少しずつ減少しているのがわかります。現在、全校生は60名ですが、医療的ケア児の人数は以前とさほど増えておりません。しかし、全校生に占める割合は48%から、現在は60%を超え65%に近くになっております。人工呼吸器のケアの必要な児童生徒も増えており、より高度な医療的ケアが必要になっています。 現在の通学体制についてです。マイクロバスに乗って登校している児童生徒は51%、福祉タクシーが38%、保護者送迎が10%程度です。バスについては、全体の半分程度まで人数が減り、その分タクシーの利用者が増えております。全校生が減少している中、福祉タクシーを</p>

	<p>利用する人数は平成29年度の15名程度から、現在は20名を超えています。</p> <p>令和2年度から6年度まで、バスに乗車している児童生徒数については、令和3年夏に田近野の校舎から新校舎に引っ越しがございましたが、その前後の年においても大きく人数が変わっておりません。タクシーについてもバスと同様、大きく人数が変化するということは、ここ5年間では見られません。</p> <p>提言は、「教育と医療・福祉が連携して取り組む。連携した取組を進めるために市としての考え方を整理する必要がある。」です。</p> <p>進捗状況を報告致します。</p> <p>医療・福祉の連携については、タクシー添乗の看護師を外部委託しました。医療機関、看護師派遣会社等と連携し、令和2年度には外部委託の看護師添乗のタクシー便1便を初めて運行しました。その後、校内で医療的ケア児の割合が増える中、医療的ケアが必要な児童生徒が乗るタクシー便を増便しております。令和6年度には、支援学校の看護師が4便、外部委託も5便となり大幅に増えております。</p> <p>現在の通学タクシーの内訳については、外部ヘルパー便2便、介護タクシー2便、看護師添乗便が8便になっております。人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の人数が増えたことにより、看護師の添乗を必要とする通学タクシーの便の必要性が高まる中、外部との連携を図り増便を進めてまいりました。</p> <p>課題について3点あります。</p> <p>1つ目に全校生徒に占めるバス乗車の割合が大幅に減っております。2つ目に通学途中で医療的ケアを必要とする児童生徒が増えており、看護師の負担が非常に増えております。3つ目に人工呼吸器等の高度な医療ケアを必要とする児童生徒が校内に十名以上おりますので、その対応を看護師がする必要があり、校内での医療的ケア体制をさらに充実する必要があると考えております。</p> <p>方向性についてです。</p> <p>軽微な医療的ケアが必要な児童生徒について、バス乗車について検討する。また通学タクシーの看護師添乗については、校内での医療的ケア体制を強化していくという観点から、外部委託についてもさらに増便を図ることを検討する。3つ目に引継ぎを安心・安全にできるような通学体制を構築すると考えております。以上です。御意見等よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。西宮市支援学校の校内支援体制、通学の話がございました。これは阪神間だけでなく、近畿一円を回りましても、西宮支援学校での重度の児童生徒への対応であるとか、医療的ケアの必要な児童生徒に対しての支援というのはトップクラスです。他市町から西宮に移ってくる子供はいますか。</p>
事務局	<p>少しいらっしゃいます。</p>
会長	<p>難しい問題ですね。今いる人数での予算で一番いいことをやろうと思っていると、みんな噂等で聞きますから、「西宮に行こう」ということになってしまう。この数字を見て思うのですが、はっきり何人ぐらいとか、わかりますか。</p>

事務局	<p>人数ははっきり分らないです。兵庫医大で生まれた後に転居されてくる方や、就学を見据えて近くに住まれるというケースもあるかと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。委員の方々の御意見、質問ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>会長からお話がありましたように、他市と比べるものでもないとは思ひが、現在、医療的ケア、特に重度重複、そして高度医療を必要とする子供たちがいかに学ぶことができるかというところで、市の様々な予算、支援体制をつけていただひていることには、本当に感謝しかございません。この感謝は求め始めると100%満足というのには達してはひないですが、他市、国の情報から比べると、非常に整っているほうであることが分かりますので、そのあたりについては本当に感謝申し上げたいと思ひます。</p> <p>学校に子供が来て、様々な学習をする。生まれてくる子供たちに当たり前のことですが、教育に至るまでにまず体調、そしてこの環境整備を整えるということが非常に必要で、看護師さんが居なくては教育に至らない子供たちです。看護師さんとともに体調を整えて、空調も整えて、そしてやっと教育に入れるという状況になっております。医療の発展等でしょうか。機器類の発展でしょうか。人工呼吸器を装着して6歳まで生き、そして就学してくる子供たちは、明らかに増えております。その子供たちの教育を保障していくためにも、やはり看護師も増えなければならぬだとか、いかに今いる看護師の中で体調を整えるところを効率的に回すか。そのあたりも市も一生懸命、一緒に考えていただひておりまして、これからも通学、そして学校内のこと、それから行事に出かけるとき、様々な支援があるのですが、支援学校の現場と教育委員会特別支援教育課をはじめ各部署と連携をしながら、子供たちの教育のベースを整えていただひたらありがたいと思ひますので、ただ今はもう感謝しかございません。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ほかいかがでございますでしょうか。</p>
委員	<p>現在PTAをしておりまして思ひますのは、西宮市は予算の関係であるとか、体制整備に御尽力いただきまして、本当に通学の機会を与えていただひていることに感謝しかございません。不安に思っておりますのは、やはり我が校に通っておられるお子さん方は、通学そのもののハードルが高いというお子さんがそれなりにいらっしやいますので、学校に通っている父母の方々がやはり努力はしているものの、父母に負担が大き過ぎるために、こういう体制を整えていただひていることというのは本当にありがたいですし、できる限り維持をしていただけたらと思っております。</p> <p>西宮市特有だとは思ひのですが、西宮市に関しましては縦に長いというところもござひまして、北部では冬季の道路の凍結である等、不便が生じることがござひますので、そういったときの連絡体制などを整備していただけると本当にありがたいと思っております。</p> <p>気になっている点としては、年度が変わったときに、業者が変わったときに、情報の共有であ</p>

	るとか、支援体制の変化があると、子供たちにも影響がございますので、御対応いただきたいです。よろしく願いいたします。
会長	看護師添乗の通学タクシーというのは、なかなか他市ではできないことで、西宮の話をほかですると、みんなびっくりします。
委員	本当にありがたいことだと思っております。
会長	だから、これはやはりこのまま定着して続けられる体制づくりが大切なので、中にいるとみんなそれが当たり前だと思って気づかないが、ほかの市のことを知っていると西宮市ではびっくりすることが山ほどあるのです。ほかいかがでしょうか。
委員	1つちょっと聞き漏らしたと思うのですが、進捗状況の外部医療的ケアについての令和4年に市教委というのが入っております。これはどういう制度の利用とか、何かで市教委が関わっているのか、教えていただければと思います。
事務局	市教委というのは、先ほど基礎的環境整備の中でも出ておりました市教委の巡回看護師が昨年度に添乗していたことがございまして、書かせていただいております。
委員	ありがとうございます。
会長	他の委員の方々、いかがでございましょうか。 それでは、第3議題に入りたいと思います。 3番目が、ICTを適切に活用した学習活動等の充実、これにつきまして事務局から報告をお願いします。
事務局	ICTを適切に活用した学習活動等の充実について説明いたします。 進捗状況を報告致します。 今年度、1学期を終えた時点で特別支援学級担任及び特別支援教育コーディネーターを対象に、特別支援学級と通常の学級における特別な教育的な配慮を必要とする児童生徒を対象としたICTの活用状況調査を行いました。 まずは特別支援学級においてです。「ICT機器を活用していますか。」という問いに全61校中60校が「活用している」。「活用していない」という回答が1校あるのですが、個の実態に応じてということで、全く活用していないということではなく、今後、使っていこうと思っているが、今はICTではなく教材を使っているということでした。 活用しているICT機器としては、1人1台支給されているタブレット端末とともに、半数がiPadも併せて活用しています。1人1台のタブレット端末に関しては普及されているものなのですが、iPadに関しては、各校が学校予算の中で購入しているものなので、全校が全て確実に持っているというものではございません。その他にはロジャーマイク、ロジャーペンとい

った難聴を対象としたICT機器が入っております。

ICT機器を活用している児童生徒の障害の状態のグラフです。やはり知的・自閉症が大部分を占めています。学級数等から考えれば当然ですが、種別の学級だけではなく、ADHDの傾向の児童生徒に対しても使われているということが分かります。

活用の目的について「教科指導の効果を高めたり、情報収集能力の育成を図ったりするためにどのような方法を使っていますか。」という質問への回答です。次のような人数になります。

ICT機器を授業の中に取り入れた学習が特別支援学級では実施されております。特に視覚情報の追加がメインになっております。詳細としては教材のページ、絵や写真、動画等による視覚情報、インターネット検索による情報の追加等に使われております。

その他、学習アプリでも使っております。インターネット上のサービスを利用しながらのドリルとしての活用です。

活用の目的の2つ目、「障害による学習上または生活上の困難さを改善・活用することを目的の活用」では、「心理的な安定に関する補助」が非常に多いです。余暇活動の中では動画視聴を行い、「心理的な安定」を図っている。自閉症・情緒障害学級の児童生徒が特に、使用頻度が高いことが分かりました。

また、遠隔操作に関する補助では、不登校傾向の児童生徒に対してオンラインで授業に参加するケースも増えつつあり、知的や情緒面の課題の高い児童生徒のためにはドロップトーク、スケジュール管理やVOCAのコミュニケーションツールとしてもiPadを使用するケースも出てきております。特別支援学級でのICT機器の活用用途というのは、広がりを見せております。

続きまして、通常の学級です。「ICT機器を活用していますか。」という問いに対して。活用しているが49名、活用していないが12名でした。特別支援学級に比べて、若干活用例が少ないです。ただ、これに関しては個別の支援としてICT機器を使っているかという質問であり、授業の中で使われていないのではなく、その子を対象に何か狙いをもって実施しているかと限定した質問になっていることもあると予想されます。

使用しているICT機器については、タブレット端末、ロジャーペン、ロジャーマイク、電子黒板、書画カメラも入っております。

障害の状態についてです。特別支援学級では知的障害が多かったですが、学習障害のLDが非常に増加しております。また、診断なしの児童生徒も入っており、障害の有無だけではなく、個に応じた取り組みが実施されております。

活用の目的についてです。やはり特別支援学級同様、視覚情報の追加のために使用されていることが非常に多いです。その他には「感想をまとめる」、「タブレットで回答する」等、書くことに対する支援として使われているケースもありました。

活用の目的の2つ目、「障害による学習上または生活上の困難さを改善、克服するためにはどのような方法を使っているか」という問いには、「情報保障」、「書字に関する補助」が多くを占めています。その他、「板書の補助のために板書をカメラで撮影をしたり、テキストに打ち換えて提出したりする」と書くことに対する支援として使用していることがわかります。

通常の学級において、個に応じてICT機器を活用することについて、十分な活用ができていくかという課題があります。今後、活用方法を広く周知することで、さらに活発に活用してい

	<p>くということが期待できると思っております。</p> <p>続きまして、西宮支援学校におけるICT機器を適切に活用した学習活動及び自立活動の充実についてご説明させていただきます。</p> <p>ICT機器の環境について。児童生徒には、1人1台タブレットが配布されております。また様々な種類のICT機器がございます。視線を可視化できるアイトラッカー、iPadとスイッチ類をつなげることで肢体不自由のお子さんがスイッチを押せば、ICT機器が反応するというような補助的なフックプラス等。またジョイスティックマウスもございます。次にスイッチ類です。ビッグマックのような大きなボタンのスイッチだけではなく、マクトスといった筋肉が脳波を感知してスイッチを操作できるもの、非常に弱い力でも反応するようなブレススイッチ、空気圧のPPSスイッチです。これに関しては空気圧の調節を図ることで力を強く入れることもできれば、強い力を弱く、個に応じた圧の調整が可能なスイッチです。舌で触れればスイッチとして反応するというようなポイントタッチスイッチものもあります。これらのスイッチをフックプラスにつなげて使用し、コミュニケーションの表出の幅を広げることに活用されております。</p> <p>12月にはICT機器を活用した実践発表として校内研修会が行われております。実践報告の資料より幾つかご紹介させていただきます。パソコンにアイトラッカーをつけ、視線が向けられているとその部分を見ながら、それをスイッチと連動させることで、文字に書いてあるものを音声として読み上げる。もう一つは、スイッチをドロップトーク、iPadとスイッチを連動させ発表するものです。朝の会等で天気を発表する際、事前にドロップトークに画像や音声を入れておき、2つのボタンを自分で選択して決定のボタンを押すと、「今日の天気は晴れです。」という音声の流れます。児童生徒が自主的に発表できる取組みの一つです。</p> <p>課題についてです。</p> <p>ICT機器の知識や操作技能について担任のスキルに大きな個人差がございます。西宮支援学校をはじめとして、各校の取組みを互いに情報共有していくということが、大きな課題であると捉えております。</p> <p>方向性についてです。</p> <p>西宮支援学校ではICT機器の見学や使用体験の実施をし、各校に周知を図る。西宮支援学校、県立の知的の特別支援学校の取組みを、次年度の特別支援教育ハンドブックに掲載し、知的障害、肢体不自由等多様な児童生徒に情報を提供できるよう進めていく、と考えております。以上です。御意見よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ICTの技術は、今の支援学校は非常に分かりやすい部分があるのですが、通常の学級の中で例えば学習面、読み書きが苦手な子供たちに対してどのようなICTの技術をいつ与えるか。例えば、1年生で読み書きができなかったら、すぐタブレットを渡してしまう、これは一番まずいやり方です。その子供に合ったものを通常の学級でどうしていくかというときに、担任がタブレットに堪能ではない場合が多いです。西宮はいかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ICTの活用につきましては、一教師が判断するというよりは、やはり学校が組織として、ど</p>

	<p>のタイミングでどのような活用をしていくかをきちんと整理をして取り組んでいくことが大事だと考えております。そのためにも、各学校の進捗管理を教育委員会でしております。どの学年、どの時期にどのタイミングでタブレットを与えて、どのようなカリキュラムの下で取り組んでいくのか、授業でいかに使うのかを整理をして、各校から教育委員会に提出をしていただいております。</p> <p>また、他校の取組については、お互いに学校間を越えて共有できるような環境をつくってありまして、組織で取り組める体制を構築している次第でございます。</p> <p>令和2年度から指導主事が全ての学校に参りICTの研修を行っております。少し今年から研修の方法を変えております。まず動画を視聴してから指導主事が学校を訪問する。あるいは使い方に悩んでいる学校がありましたら、お伺いをして補習を行っている状況でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一つ伺いたいです。A君という子がいて、この子はタブレットを使うのが適切であると判断をした。学校側も判断した。ところが本人が僕だけするのは嫌や、恥ずかしい。このようなケースが意外に全国的に多いです。これは東京で始めたやり方なのですが、タブレットが必要な人は学校に申し出てください。例えばノートがとれない、黒板の板書がうまく写せなくて時間がかかる、そういう様々な問題を抱えているため、タブレットを使わせてほしいと学校側に申請書を出して、学校がそれを検討して認めれば誰にでも認めますよ。だから、Aさんだけの問題じゃなくて、必要な人はどうぞ学校に申請を出してください。そしたら、学校で審査して、必要と認めた子は誰にでも認めますということで、初めてA君は胸を張って使えるようになったというのが東京でありました。今、それが全国いろいろなところである。まず全ての子供たちにこういう方法も1つあることを伝えないと、恥ずかしくて僕だけは嫌だというケースについての対応は、いかがでございましょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>今、文部科学省がリーディングDXというタブレットを使うことを進めていこうとしているところですが、最先端の学校の視察を繰り返し行っております。その中で拝見いたしますのは、全ての子供たちがタブレットを手に入れている。タブレットを使って授業にも参加をするし、友達との情報共有も行っている。そこでは、耳で聞くだけではなかなか理解できない子供もより理解が深まるであるとか、子供たち同士で学び合いをするような学習も本当によく進んでおります。例えば授業が始まりましたら、一斉に今日の課題の確認。一、二分後に子供たちはそれぞれの場に移動します。自分の勉強しやすい場所で、ときには廊下に出て、そこにはソファがあって、そこで2人の友達と過ごす。大きく囲われているところに五、六人で学ぶ。教室に居る子。先生がいる目の前にわざわざ陣取って、先生に直接教えてもらうためにいる子。その中で感じたことは何かといいますと、愛知県の春日井市の小学校ですが、先生方が配慮を必要とする子供たちへの見立てや、その効果が本当にすぐれている。それが一番印象に残って帰ってきた次第でございます。全員がタブレットという機械を共有することによって、その資源が十分といいますか、先ほど一斉授業の話がありましたけども、一斉授業では届かなかったような配慮や、厚く支援ができることを強く感じて帰ってきました。これを西宮市でも取り入れたいなというところで今、本市は文部科学省の指定を受け、1つの中学校、1つの小学</p>

<p>会長</p>	<p>校で今年、その成果を2月に発表したいと思っているところでございます。</p> <p>私が特に言いたかったのは、その1つはGIGA教育の一環なのです。全員タブレットを持っているという意味は、A君のノートの代わりになるGIGA教育のタブレットではなくて、その子個人のタブレットを使わざるを得ないような読み書きのレベルの問題の子の話なのです。今、京都市で例えば試験の前日にほかの先生が試験問題を預かって、そしてその試験問題のところにシールを貼って、そのシールのところに録音しておく。当日、みんなと一緒にその子は読むのが苦手なので、その子は試験問題を目の前に置いたら、試験問題のところの一つ一つの項目にシールが貼ってあるのでそのシールにボカペンを当てて、ボカペンが自分の耳の上に来ていますので、みんなと一緒に授業を受けながら全部、試験問題はこちらから聞こえるわけです。先生の声で聞こえてくるわけです。そして、一緒に受けることができます。これもその子にはそれが必要であるということをみんなに了解した上でできているわけです。ですから、今おっしゃったのも1つの手ですけども、実はそうではなくて、もう一つ工夫をしたAさん、Bさんの対応というのが、今の特別支援教育の合理的配慮の1つは進むべき道だろうと思っておりますので、これからの配慮として必要になってくるのではないかなという意見でございます。</p> <p>他の委員の御意見を伺いたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今、会長がおっしゃったことと非常に深く関連するのですが、今は御説明があったようなユニバーサルデザインという形で、クラスの全員がタブレットを持ち、タブレットなしではできなかったやり取りが進んでいることは、私はすごく望ましく、素晴らしいことだと思います。ユニバーサルなことに加えて、個人への合理的配慮という観点から、どこまでICT機器の活用が捉えられているのか。その意識というのがさらに教員、特に通常の学級を担当される先生には、今後、さらに必要になってくるというのが1つです。</p> <p>もう一つは、今、ICT機器の活用は全国的に広まり深まってきましたが、私が見ている限りでは、まだ教師主導型というか、教師が授業や学習を展開していく上で、どのようにうまく活用していくのかという観点が強い。使っている側の子供自身の意識や、特に発達障害のあるお子さんが、先生からこれを使って、「こんなふうに使ったらいいですよ。」と言われて使うだけではなく、子供自身が僕はこういうことがやりたい、あるいはできるようにになりたい、そのためにICT機器はこんなに役に立つのだ、というような子供自身の機器というものの利用に関する気持ちや意識をどう育てていくのか、ということも併せてICT機器の活用の中で取り組んでいただくとありがたいなとも思っております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの委員の先生。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど会長が言われた個々にいつどのようなものを与えたら成長につながるか、学びにつながるか、というのが学校としては、その見立てに非常に苦しんでいるというのが実情です。根拠というものがなかなか難しく、例えば問題を読んであげたら解けるよねというのは、多分実</p>

	<p>感的に分かる。それを本当にこの子にしているのかいろいろなことを考える中で、学校としては少しでもその根拠を得るために、こども未来センターの発達相談や教育相談を受けたり、専門家チームにお願いをしたりしながら、子供を見立てて、それをやってみる。うまくいかないかはやりながらになるのですが、1年生、2年生は難しいですね。ある程度の年齢のときから始めないと中学校につなげられない。中学校につなげることで次の進路につながるの、非常に大事な合理的配慮。そのあたりのことは学校だけでは難しいので、こども未来センターがありますし、教育委員会からも指導、助言いただけたらありがたいなと思っています。子供たちのために、ぜひ有効な活用をしていきたいと思っております。以上です。</p>
会長	<p>ほかいかがでございましょうか。</p>
委員	<p>うちの子供のことですが、去年、小学4年生になったタイミングで、あるとき突然、学校に行けなくなりました。4年生になって1週間、昨日まで普通に学校に行っていたのが、ある日突然、学校に行けなくなり、そのタイミングで外出も困難な状態になったのですが、自宅で学習させようとしても、紙のプリント、教科書、ドリル、目の前に置いてただけで固まってしまう、泣いてしまう。自宅学習も難しいという状態に一時期なりました。その後、学校で通級に通わせていただけることになりました。iPad を活用して本人の興味のあるものから勉強につながるような指導をしていただきました。紙の教科書とかプリントというのはものすごく拒否感を示していたのですが、スマホとかタブレットというのは全く拒否感なく、そういったアプリを活用しながらすんなりと勉強を続けていくことができました。5年生になったときには、紙のプリントやドリルもできるように指導をしていただきました。たまたまうちの学校の通級担当の先生と子供の相性がよかった。先生もタブレットに対する知識がすごくあったからできた形なのかと思うのですが、どのお子さんでも一時的に勉強がどうしても無理になるようなタイミングというのはあると思うのです。そのときに、拒否感が低いタブレット、iPad を活用しながら、また勉強に戻していけるような指導をしていただける先生が増えていただくと、保護者としては大変うれしく思っております。よろしく願いいたします。以上です</p>
会長	<p>ほかございますか。</p>
委員	<p>兄に肢体不自由がございまして、ICT機器というものをもう少し活用したいと思っておりますが、どういったものを使えば何ができるかという情報量が少な過ぎて、私ども親もかなりいろいろな情報を集めています。それを学校でそのまま使えるかということ、学校の先生方にそれを御説明するのが難しいというようなことがございます。支援学校系の特殊なアプリを使うことになって、情報が行き届かないことが多いかと思っておりますので、情報を取得する機会というのが西宮市だけではなく、いろんなところから共有できればと思っております。私ごとでございませうけど、下の子供もちょっと教育にいろいろ拒否感を持っているところがございまして、例えば1年生のときに鉛筆で書くということに対してすごい拒否感があって、タブレットでペンを持つてあるとか、キーボードをたたくということに対しては拒否感がないので、家でいろんなことを試しました。文字を書くのは教育の目的ではなくて、物事を理解することが</p>

	<p>目的であると思っています。学校でも例えば黒板に向かって板書を強要することによって、どんどん拒否感が増えていってしまうので、例えば連絡帳であれば紙よりタブレットで取るだけでいいから、それをすることがかっこいいですよ、というふうなことをすり替えてほしい。家でも教育支援はしているが、父母の方でも弱い方もいらっしゃると思いますので、子供たちが取り残されるということはすごい危機感を感じております。父母で足りないところを補っていただけるよう御協力をしていただけると大変ありがたいです。また、そういったことを先生方に御負担をおかけしますが、勉強していただいて、父兄にもフィードバックしていただけるのが一番理想だと思っていますので、御意見としてさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ほかよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>本質的じゃない質問ですが、タブレットと iPad を分けて調査しておられました。お話を聞いていくと、iPad のほうがインターフェースでコンテンツも豊富であるとか、大分、差があるということなのではないでしょうか。iPad のほうが利用しやすいときに、お金の問題が出てくるあたりも気になるので、何か具体的な問題とか課題とかおありなのではないでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり iPad のほうがかなり高価になりますので、市によっては全て iPad という市もございますけども、子供たちに使いやすいような iPad の使用感の問題がありますので、子供たちにとってより使いやすいソフト、教育効果の高い機器のことについて、また検討していきたいと思っています。ただ、今は全てマイクロソフトを使っておりますけども、それが全ての子供たちにいいかということ、いろいろと課題があるので iPad も必要に応じて使っているという現状がございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ほかいかがでございますでしょうか。どうぞ。</p>
委員	<p>西宮支援学校は重度重複障害の子供たちが、様々な iPad を使っています。入出力装置等機器類、スイッチ類は、市でも予算化していただき、国の補助で購入させていただきました。それを実際に使うためにはこの機材はどういう使い方をし、どういう子供たちを対象に、どういう場面で使えるのか、先生方もたくさん入出力装置等があっても使いこなせるまでに非常に研修が必要になっています。ここ最近研修に励み、子供たちに実際に使いながら検証しないと機器が合っているかどうかは分からない。2, 3か月授業の中で使いつつ、この子に合っていなかったら違う機器の利用を検証していますので、正直なところ、1年間でもこの子に合っているのか分からないものもたくさんあります。ただ、勉強する、検証するというのは大事なもので、どんどん実践事例を重ね、この子のタイプにはこれがいけそうだという情報交換をまずは校内でします。これがスイッチにつながっている。スイッチを貼り付けていると、口元の少しの動きでイエス、ノーを選択して iPad で応えられるようになる。そういうことでしゃべれない子供が朝の会で司会進行をしたり、いろいろ飲みたいものもお茶なのか、お水なのか、</p>

	<p>選択したり、絵本をめくることができたりします。肢体不自由児の子供にとって、ICT機器の発展というのはすばらしい可能性を見いだしています。</p> <p>就労支援にもつながっていきまして、OriHimeという機械なんかは、自宅に寝たきりの状態で家からの遠隔操作ができます。喫茶店のウェイトレスの役割をOriHimeがするのですが、その操作は実は自宅にいる寝たきりの子供がしている。お客さんの接客をして、コーヒーにされますか、ジュースにされますか、そして飲み物を運んでくるというようなことが、今、できている時代です。文科省をはじめ県教委も実践事例を子供たちが高等部になったら体験学習、教育としてやってみたらどうですかというような例もあります。これからも重度重複障害の子供たちにとって、ICT機器類の活用をどうしていくのか、またそれを使いこなす教員の研修も必要であり、課題がたくさんです。市教委から今後の方向性として支援学校で取り組んだものを地域の学校の先生方や子供さんにもぜひ広げていってほしい、という方向性をいただいております。こちらで行う研修会等に地域の皆さんもお誘いするとか、研修の内容を広めていくというような努力はこれから学校としてもしてまいりたいと思っています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。今、委員から話があったのは、実は画期的なOriHimeという方法で今、分身ロボットという名前がついているのですが、もともとOriHimeの進化型のもので、先週、神戸の東遊園地にそのモデルが1週間あったのです。いろいろな支援学校の方々もたくさんそれを見に来ておられたのですが、今、言われたように外からアバターのロボットを子供が操作して、そしてお金が稼げるのです。要するに自分のアバターが店員さんで、その店員さんがお客様にいらっしゃいませをして、物を運んでお金ももらう、ということ全部できるわけです。それが家からできるのです。それで、その人はお金をかせげるのです。そういう時代になってきており、今のICTの技術が教室の中だけの活用からどんどん離れて外にでていっている。その実験が先週、神戸の東遊園地で1週間ありまして、ここまでもう来ているのだなと私もびっくりしているところなのです。</p> <p>最後の協議に入ります。4番目、医療・福祉との連携でございます。事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>医療・福祉との連携について説明いたします。</p> <p>提言は、「市の関係各課が課題を共有し、今後の取組の方向性を検討していくことが必要である。」です。</p> <p>進捗状況を報告致します。</p> <p>西宮市附属機関における懇話会である西宮市立学校園における医療的ケア検討会は、医療の専門家として医師2名、看護師2名が参加し、令和2年度に第1回が開催され、現在まで年2回のペースで審議をしてきました。</p> <p>検討内容としましては、令和2年度から3年度には「西宮市医療的ケア実施体制ガイドライン」の策定にむけて検討をしました。兵庫県が兵庫県医療的ケア実施体制ガイドラインというのを策定しましたので、そちらを基に西宮版として策定しております。令和4年度版として令和4年4月に全校へ送付いたしました。これについては毎年、兵庫県のガイドラインが改定されると同時に、再度送付して周知しているところでございます。兵庫県の医療的ケア実施体制</p>

ガイドラインの策定の中で位置づけられていました医療的ケアの指導医や指導的立場の看護師については、現在未配置となっているので検討を進めております。このガイドライン策定以降、令和3年度以降の検討内容としましては、各年度の医療的ケア実施体制の実施状況を共有しておりますのと、その年の次年度の医療的ケア実施体制の見込みについて報告し、対応の検討をし、また西宮市医療的ケア実施体制ガイドラインの改定を行う、という内容になっております。

次のスライドは、医療的ケア実施体制がどのように推移していったかというのを表にまとめて、毎回確認をしております。地域の学校に医療的ケア児が入学し、平成28年度から地域の学校園における医療的ケア体制が始まっております。

最後に現体制についてです。例えば胃ろうの注入、導尿等のケアに訪問するタイプの短時間のケアに関しては、シフトを組み訪問看護ステーションへの委託や先ほど通学体制のときに出てまいりました市が任用している巡回看護師が、医療的ケアを行っています。また、人工呼吸器管理が必要な児童生徒や気管切開部からの喀痰吸引が必要な児童生徒、登校から下校まで常駐が必要なケアの児童生徒については、医療機関に委託をしております。ただし、全てを医療機関に委託することができていないのが実状で、その場合は訪問看護ステーションや巡回看護師を組み合わせて、長時間ではありますけれども力を合わせて体制を整えております。この体制にすることによって、いろいろな医療機関や訪問看護ステーションが関わることでバックアップ体制が整備できました。そして、市の任用の看護師がいることで、例えば校外行事、土日の行事であるとか、泊を伴う行事で事業所が対応できない場合にも、こちらの市の看護師で対応する体制がとれました。

次に医療的ケアの実施状況について報告させていただきます。次年度に向けましては、スライドにありますように、卒業見込みと入学見込み、そして就学希望について、報告時点で把握している状況を共有しております。新1年生や幼稚園の就園時に関しましては、就学相談や就園相談の状況以外にも、保健部局から情報をいただく、特別支援教育課でホームページに医療的ケアが必要な方が登録いただくフォームを公開しております、そちらに入ってくる情報も参考に見込みを出しております。

課題ついて2点あります。

増える医療的ケア児の対応について、市教委任用の巡回看護師が現在6名、市教委に在籍しております。そして、西宮支援学校の看護師を13名任用して、10名体制で稼働しておりますが、この協働体制を構築すること。また、3号研修を受けた西宮支援学校職員による医療的ケアの実施体制の検討を進めていくことです。

巡回の看護師の6名が地域の学校園に加え西宮支援学校の医療的ケアも行っていくということ。そして、西宮支援学校の看護師が、西宮支援学校に加え地域の学校園の医療的ケアを行っていくこと。西宮支援学校の近隣の学校にも医療的ケア児が在籍されている学校があります。西宮支援学校には高度な医療的ケアの必要な児童生徒が多く在籍しており、看護師だけで対応しております。今後、西宮支援学校の看護師が地域校のケアに当たることは、西宮支援学校への進学を検討されている地域校の医療的ケア児の医療的ケアの引継ぎも兼ねるということができます。これは医療的ケア児支援法の保護者負担の軽減というところに寄与するもので、この内容を目的として地域の学校園の医療的ケアを行っていく。ここで看護師同士がお互い

	<p>にそれぞれの業務を知っていただいて、互いにバックアップができるような体制につなげたいというふうに考えております。</p> <p>次に3号研修を受けた職員による医療的ケア実施の検討について。3号研修は介護の世界で多く実施されております。経管栄養、胃ろうであるとか腸へ経鼻官への栄養の注入や、喀痰吸引を特定行為としまして、研修を受けていただいた上で個人を対象とした実地研修を受けることで、例えばA君ならA君の医療的ケアをこの人が実施できるというふうに認定いただくような研修でございます。特別支援学校における医療的ケアの中で、これは文部科学省からもいわゆる今後の対応についてから抜粋しておりますが、認定特定行為業務事業者になる者は教員が望ましいことや、同様の関係性が十分認められる介助員等の介護職員が担当することも考えられることが示されております。また医師、保護者との連携協力の下に体制整備を図ることとしております。安全の確保については、指導医に御指導いただくことを対応についての通知に入っておりますので、指導医の役割にもそのような内容を入れております。</p> <p>方向性についてです。</p> <p>令和6年9月から西宮支援学校で外部の看護師の見学や引継ぎ等を行う。西宮すなご医療福祉センターの看護師が西宮支援学校を定期的に訪問し、医療的ケアの実施に向けて引継ぎをしていただきました。10月からは、西宮支援学校の看護師による地域の学校への見学、引継ぎ等をスタートさせているところです。また同じく西宮支援学校へ市教委の巡回看護師の見学と引継ぎ等を今後始めてまいります。このような動きがスタートしているということをお知りおきください。</p> <p>最後に残る課題としまして、特に3号研修の実施の話題になりますと、最も大きな課題になりますのは、学習を止めることなく医療的ケアを実施しながら学びの場をしっかりと整えていくということですので、検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいま4番目の医療・福祉の件についての御説明いただきましたので、その件につきまして何か御意見、御質問の委員の方々ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>お話を伺っていて、すごく丁寧に各関係機関や個人個人の児童生徒の状況を把握しながら進めていると感じました。今はそういうコーディネートというか、調整というのは市教委の中でされているのですか。結構な御苦勞を抱えておられるのではないかと思ったのですが。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃる通り、調整は市教委の指導主事が担当しております。医療の専門的なことについて勉強しながら対応しているところです。市教委で任用している巡回の看護師に聞いたり、医療的ケア検討会の際に、ドクターに相談したりしながら進めているところです。医療的ケア指導医に協力していただく必要があると感じています。</p>
会長	<p>ほかいかがでございましょうか。どうぞ。</p>
委員	<p>本校でも医療的なケアのお子さんが入学しておりますが、本校では育成センターも利用しています。その中でやはり一番感じるのは、学校園で医療的なケアの体制を非常に整え、入学し</p>

	<p>たときも学校としては不安なく児童を受け入れることができたことに感謝しております。西宮市としてどのように医療的なケアの必要な児童生徒のことを考えていくかという視野で、福祉、市役所とも連携してやっていかないと、大変じゃないかなと思っています。児童生徒がまた大きくなって社会に出ていくときに、福祉や市役所との連携がかなり必要ですし、高校に進学するときにも必要です。そういう市としての体制ができるように審議会に福祉の方も入っていただいて、西宮市として考えていただけるとありがたいなというふうに切に思っております。よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今から十数年前、いわゆる学校に医療職がいなかった時代は、保護者が基本的に医療行為をしていたということがありました。今は本当に医療職である看護師が対応していただける時代になって、本当にきめ細かい対応がなされてきているなというふうに感じています。ちょうど3号研修が入ってきたときに、私は退職の時期だったのです。そのときに職員とこのことについて本音で話をしました。そのとき既に、看護師が市の職員となって看護師が配置されるという非常にいい時代になっておりまして、看護師たちは3号研修について否定的まではいきませんが、先生たちは教育職として教育に専念してほしい、という意向を述べてくださいました。病院とは違った学校環境ということ、指導医がない中で看護師さんたちもケアについて非常に不安をもって対応していることを共有していただきました。教育職として教育に専念してほしいという看護師の言葉に、非常に私たちは勇気づけられました。</p> <p>一方、先生方は、3号研修についてはできるだけ受けたくない。教師1人に対して子供1人ではなくて、複数の子供たちの授業をしているわけです。この研修をすると特定の子供にしかケアができませんから、結局、授業中にケアが必要になったときには、授業をストップさせて、その子だけのケアに対応しなければいけない。そういった意味では授業を中断してほかの子を待たせたりすることになると、本来の自分たちの教師としての働きとしては異なる。それから研修を受けても、例えば次年度に学級担任が代わると、その子のケアができなくなる。また新しく研修に行かなければならない。研修の時期が新学期なのですが、新学期に先生たちがいない状況で新学期をスタートできるのか、そういう不安感が出ていました。</p> <p>学校として実施することになったとしても、個人的にできないという先生たちの意向も表明されて、必ず個人の意向を打診してほしいという意見が出ました。支援学校ですので介助員の方がたくさんいる。一部の介助員さんの中には転職を考えている介助員さんもいて、そういう介助員さんにとっては、3号研修というのは非常に意味があることだったように覚えております。これはちょっと脱線ですが、介助員さんの本音としては、もっともっと研修をしていただきたい。支援学校の介助員さんもそうですし、教師もですが、限りなく医療行為に近いのです。例えば給食の時間といっても、地域校であれば咀嚼してごっくんと飲み込むことができる子供たちがほとんどですけれども、支援学校の子供たちというのは、まずごっくんができにくいので誤嚥をする可能性がある。水分の補給の仕方を間違えると誤嚥してしまいます。身体の変形であったり、緊張が増しているときの対応だったりもある。そういったものを全て支援学校の職員等が対応している。今後の医療的ケアの支援の在り方について、今の介助員さんが全</p>

	<p>での3号研修をして医療的ケアをするかどうかということはちょっとさておいて、教師ではなく、介護職である人たちにやっていただくような仕組みに制度を変えていく価値はあるだろうなというふうに思います。看護師は支援学校だけではなくて、地域の学校への支援にも出て行く、ということは支援学校のセンター機能としての役割をしていくという意味もありますし、大きくはインクルーシブ、医療的ケアの支援が必要だからといって支援学校しかないという選択じゃなくて、地域の学校も教育を受ける場として選んでいくことができる。3号研修について教師ではなくて介助業務の人たちが行っていけるような制度として整えていく必要があると思います。</p> <p>あと蛇足ですけれども、そろそろ退職する介助員さんが増えてきて、地域で協力員さんの中には、肢体不自由の子供たちに関わってくださっている退職した介助員さんたちがいます。まさに養護学校で鍛えられている介助員さんたちなので、本当に抜群の介助をしているわけです。給食介助がまずすばらしい。それから身体介助です。そういうことも含めて非常に高い評価を受けているわけです。ということは、現在の介助員さん、それから退職していかれる方、これから介助員さんがいるわけですが、3号研修を受け、医療的ケアへの支援等、可能性を秘めている方々がたくさんおられます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。非常に大切な御意見をそれぞれの委員の皆様方からいただいたことを感謝申し上げます。</p> <p>一応4つの議題はここで終わらして、次にその他ですが、何かその他について事務局から連絡ございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は、長時間にわたり御協議いただきまして、ありがとうございます。いただいた御意見等を委員会のほうでもしっかり受け止めて、今後の施策に生かしていきたいと思っております。次回、令和7年度、秋頃を予定しておりますので、御確認ください。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>今日のお話を伺いまして、最後のスライドにありましたように学習を止めないことを担保する医療的ケアの実施という、この学習を止めないという部分なのですが、文科省も「切れ目のない支援」という言葉をあらゆる場所で、実は今まで使ってきています。切れ目のないというのは、幼稚園から小学校、中学校、高校という学校での制度の中での切れ目のないというものもあるのですが、もう一つはトライアングルプロジェクトということを厚生労働省の通知の中にありますように、本人を中心にして保護者とそれから教育と福祉・医療、ここの連携がうまくいくようにどうやっていくか。それぞれの人がそれぞれの特徴がありますので、中でも特に西宮の場合は支援学校というのがありますので、この支援学校の中での医療的ケアの問題、または各小学校、中学校等でも医療的ケアの子がたくさん入っているということから、先ほども介助員の話がございましたけども、やはりそれぞれの専門性をもった方々をいかに配置していくかということが、いかに大切かという話が今日はあったと思います。</p> <p>私は先ほど全体の話をお伺いして、委員からおっしゃったユニバーサルデザインの話というのは、これはすごい実は大切なことで、いわゆるユニバーサルデザイン・フォー・ラー</p>

ニングとって、一人一人の子供はそれぞれ学ぶ権利をもっているわけですが、ところが一人一人学び方が違うわけです。障害の重たい子も、あるいは通常学級にいたるのだけれども、通常学級にいながら学習のやり方が一人一人違うわけです。今まではそれを全部一斉授業で、45分授業で小学校はやってきた。中学校は50分授業でやってきた。そうしたら、そこについていけない子が結局出ているということに対して、どう対応するかがうまくいってなかったというのが、今の教育の問題だと思います。

このユニバーサルデザイン・フォー・ラーニングというのは、さっきの話の中にありましたようにアメリカなんかは非常に進んでいる場所が何か所かあって、それこそ自分の一番使いたい機器をもって好きな場所で、そして一緒に友達とテーマだけ同じで、そのテーマの学び方のスモールステップがそれぞれ違うのです。自分のレベルに合わせたスモールステップ、それに必要な機器をそれぞれが自由に使って、寝転んで勉強している子もいる。4、5人でディスカッションしている子もいる。その中で先生は何をしているかというと、コーディネーターなのです。要するに、その全体をそこで見守りながら交通整理をするのが教師の役割。こういうのが1つは理想形というのがあります。

その中で先ほど委員や私が申し上げたように、一人一人のつまずきの中で、それでも合わない子がいる。そうするとAさん対応、Bさん対応ということをしなくてはいけない、非常にきめ細かい対応をしなくてはいけない。読み書きの子供さん、あるいは自閉症の子供に対してうまくプログラムが組んでいけるようにすることが本来の教育であるはず。こういうところを含めたこれから西宮市の働きに、大いに期待をしたいと思っておりますので、また今日のお話がたくさん出ましたので、どうかそれを事務局のほうで整理をしていただいて、次に生かしていただけたらと思っております。

あとは、事務局のほうにお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございます。本日は、委員の皆様より貴重な御意見等を承りありがとうございました。